

発電所アセスメントに係る海域の環境影響調査について

資源エネルギー庁公益事業部電力技術課
技官 田中 裕文

平成11年6月12日に環境影響評価法が施行されたことに伴い、現在、発電所のアセスメントについては、環境影響評価法と電気事業法と二つの法律に基づき実施されています。

いままで、発電所のアセスメントについては、昭和52年の通産省の省議決定に基づき実施してきていました。その成果については、関係者の方々のご努力もあり、これまでの21年間の運用の中で、「発電所の立地により、環境保全上の支障が生じたことがないこと。」及び「環境保全の観点から、発電所立地の遅延、停止がないこと。」から、現行の発電所アセスメントは「適正な環境保全」を図ることによって「円滑な発電所の立地」を進めるという点で十分な効果を挙げているものと評価されています。

1. これまでの実績について

現在、資源エネルギー庁が実施している発電所の環境影響評価については、昭和52年以降、平成10年度末までに135地点実施しています。

特に、温排水による環境への影響については、海洋生物に対する多くの知見を有する(財)海洋生物環境研究所に種々の調査を委託し、発電所の取放水による魚類、貝類、海藻類等海生生物への影響の把握に多大な成果を上げています。また、これまで得られた調査結果では、海生生物への影響が少ないことが判明しており、その調査結果については、パンフレット等により公表しているところです。

・これまでの当庁アセス実施実績(平成10年度末現在)

火力発電所73地点、原子力発電所21地点、地熱発電所10地点、水力発電所31地点の合計135地点で実施。なお、温排水の影響評価については、火力発電所73地点、原子力発電所21地点で実施。

2. 現在の課題とその取り組みについて

今回、環境影響評価法が制定されるにあたっては、省議アセスの実績を踏まえ、一般的なルールを環境影響評価法で規定し、発電所固有の手続を電気事業法で規定していますが、これまでも含め、現状において以下のような問題点を抱えています。

- ・住民の原子力発電所立地に対する不安
- ・発電所立地に伴う住民等からの意見(温排水、生態系への影響)
- ・環境影響評価法施行に伴う審査項目等の変更(生態系の追加、保全措置の明確化)
- ・海域生態系の環境影響評価手法の未整備

当庁では、従前からこれら住民の不安を解消し、法施行に伴う課題を含めて更に環境審査に万全を期すため、以下の内容の調査を海生研に委託しています。

①環境審査等調査委託費

発電所の環境審査に際し、海象、海生生物、水質環境等に関してクロスチェックを行い環境審査に万全を期する。また、海域における生態系への影響を把握するため、環境への影響の回避及び合理的かつ正確な環境影響調査手法を策定する。

②大規模発電所取放水影響調査委託費

冷却水の取放水による沿岸魚類の生態阻害等沿岸漁業への影響、取水による稚仔・幼魚の取り込み量が周辺の漁業資源に及ぼす影響に関する地元住民の不安を解消するため、各種実験装置等により調査を行い、発電所の立地による影響が少ないことを実証する。また、発電所の立地によって更新される空間を周辺生態系の一部として機能させる総合的な方策を確立することにより、地域住民の電源立地に対する理解を深めるための調査を行う。

3. 今後について

現在の温排水の影響評価手法については、上記の調査結果等を踏まえて確立されてきたものであり、これまで多くの発電所の運転開始前後のモニタリングによりその有効性の確認がなされているところですが、今回、環境影響評価法の施行にあたり、温排水の海域に与える影響評価や生態系における環境影響調査手法等については、更なるその精度の向上若しくは確立が求められているところです。

これらのことから、住民の理解を得た円滑な電源立地に資するためには、今後とも(財)海洋生物環境研究所において調査を継続実施し、海域における発電所立地に係る環境影響評価技術の更なる向上が重要であると考えられます。